

在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議

令和3年12月17日、沖縄県は、米本国から米軍キャンプ・ハンセンに異動してきた部隊において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことを発表し、また、同基地で働く日本人基地従業員が新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」であることも併せて発表した。

米軍キャンプ・ハンセンにおけるクラスターはその後にも拡大し、大規模なクラスターとなっている。日本人基地従業員は米軍キャンプ・ハンセン内でオミクロン株に感染した可能性が強く疑われるが、米軍がゲノム解析を行っていないことから感染経路が判明していない状況である。

クラスターの発生が発表された後も金武町内の飲食店街にマスクを付けずに外出する海兵隊員の姿があり、県民は大きな不安を抱いている。また、このような状況のなか米軍キャンプ・ハンセン所属の上等兵が酒気帯び運転で逮捕されており、米軍の規律管理はずさんで疑問を抱かざるを得ない。さらに、米軍キャンプ・シュワブで働く男性がオミクロン株に感染するなどハンセン以外の基地でも同株の感染が広がっている。

沖縄県内においては、緊急事態措置期間を終え、県民一丸となって感染症拡大防止対策に取り組みながら地域経済の回復への歩みを進めているなか、今回のクラスターによって基地外に感染が広がり、再び地域経済に深刻な打撃を与えるような事態にならないか強く懸念されている。

日本政府は、新たな変異株「オミクロン株」の水際対策として外国人の入国禁止措置をとっているが、日米地位協定に基づき国外から米軍基地に直接入る米軍関係者は入国禁止措置の対象外となっている。ウイルスは国境に関係なく人の行動により持ち込まれるものであり、米軍関係者に対しても強い対策が求められる。

よって本村議会は、村民・県民の生命・財産を守り、安心安全な生活環境を確保する立場から、下記事項について強く要求する。

記

- 1 すべての在沖米軍基地を直ちに閉鎖し、米国からの軍関係者の入国を禁止すること。
- 2 在沖米軍人・軍属のオミクロン株の検査を実施し感染者、濃厚接触者数及び行動履歴などの情報公開をすること。
- 3 基地従業員等のPCR検査、感染症対策を米軍・政府の責任で行うこと。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、決議する。

令和4年(2022年) 1月24日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事

在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する意見書

令和3年12月17日、沖縄県は、米本国から米軍キャンプ・ハンセンに異動してきた部隊において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことを発表し、また、同基地で働く日本人基地従業員が新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」であることも併せて発表した。

米軍キャンプ・ハンセンにおけるクラスターはその後にも拡大し、大規模なクラスターとなっている。日本人基地従業員は米軍キャンプ・ハンセン内でオミクロン株に感染した可能性が強く疑われるが、米軍がゲノム解析を行っていないことから感染経路が判明していない状況である。

クラスターの発生が発表された後も金武町内の飲食店街にマスクを付けずに外出する海兵隊員の姿があり、県民は大きな不安を抱いている。また、このような状況のなか米軍キャンプ・ハンセン所属の上等兵が酒気帯び運転で逮捕されており、米軍の規律管理はずさんで疑問を抱かざるを得ない。さらに、米軍キャンプ・シュワブで働く男性がオミクロン株に感染するなどハンセン以外の基地でも同株の感染が広がっている。

沖縄県内においては、緊急事態措置期間を終え、県民一丸となって感染症拡大防止対策に取り組みながら地域経済の回復への歩みを進めているなか、今回のクラスターによって基地外に感染が広がり、再び地域経済に深刻な打撃を与えるような事態にならないか強く懸念されている。

日本政府は、新たな変異株「オミクロン株」の水際対策として外国人の入国禁止措置をとっているが、日米地位協定に基づき国外から米軍基地に直接入る米軍関係者は入国禁止措置の対象外となっている。ウイルスは国境に関係なく人の行動により持ち込まれるものであり、米軍関係者に対しても強い対策が求められる。

よって本村議会は、村民・県民の生命・財産を守り、安心安全な生活環境を確保する立場から、下記事項について強く要請する。

記

- 1 すべての在沖米軍基地を直ちに閉鎖し、米国からの軍関係者の入国を禁止すること。
- 2 在沖米軍人・軍属のオミクロン株の検査を実施し感染者、濃厚接触者数及び行動履歴などの情報公開をさせること。
- 3 基地従業員等のPCR検査、感染症対策を米軍・政府の責任で行うこと。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年(2022)1月24日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官(沖縄基地負担軽減担当)

外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣(新型コロナ対策・健康危機管理担当)

外務省特命全権大使(沖縄担当)、沖縄防衛局長